

## 板橋区住宅情報ネットワーク事業実施要綱

(令和8年2月27日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅の確保に配慮を要する者に対し、民間賃貸住宅への情報提供を実施することで、不動産関係団体と連携し、入居の円滑化や居住継続に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱による民間賃貸住宅の情報提供の対象者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条に基づく者（以下「対象者」という。）のうち、区内に住所を有し、区内転居を希望する者とする。ただし、生活保護受給者を除く。

### (定義)

第3条 この要綱において、不動産関係団体とは、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部の地域別の下部組織で、板橋区を所管する支部等をいう。

### (協力不動産店の名簿)

第4条 区長は、次の各号すべてに該当する区に協力的な不動産店（以下「協力不動産店」という。）を選定したうえで、協力不動産店名簿を作成する。

- (1) 不動産関係団体に加盟していること。
- (2) 対象者の板橋区内の民間賃貸住宅への円滑な入居について、区が設置する居住相談窓口（以下「相談窓口」という。）と連携して適切な支援を行う不動産店であること。
- (3) 区が行う居住支援事業に積極的に協力する不動産店であること。
- (4) 協力不動産店名簿への掲載が可能なこと。
- (5) 物件を管理している事業者や物件の所有者（貸主）と良好な関係を構築できること。

2 区長は、協力不動産店が前項各号に掲げる場合に該当しなくなったときは、協力不動産店名簿から削除するものとする。

(物件情報の照会)

第5条 区長は、対象者から相談窓口において、区内の民間賃貸住宅に転居希望の相談を受けた場合は、対象者が希望する物件情報について協力不動産店へ照会する。

(物件情報の提供)

第6条 区長は、前条の照会に対する該当物件情報について、協力不動産店から回答を得た場合は、対象者に物件情報を提供する。

(研修等の実施)

第7条 区長は、不動産関係団体及び協力不動産店に対し住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居が促進されるよう、居住支援事業に関する研修会等を実施する。

(居住支援施策の情報提供)

第8条 区長は、板橋区居住支援協議会（板橋区居住支援協議会設置要綱（令和7年12月22日区長決定）第1条に規定する板橋区居住支援協議会をいう。）を通じて、不動産関係団体、協力不動産店、対象者の入居した民間賃貸住宅の賃貸人に対し、区の福祉施策等の利用機会を失しないよう、入居に際して各種の情報提供を行うものとする。

(委託等)

第9条 区長は、事業の効率的な運営を図るため、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認められた不動産関係団体に委託することができる。

2 受託者等は、区長が指示するところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 板橋区高齢者等世帯住宅情報ネットワーク事業実施要綱（平成7年3月23日区長決定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱第5条の規定による依頼を行った者に対する住宅情報の提供については、なお従前の例による。